

宇和島地区広域事務組合規則公布第2号

宇和島地区広域事務組合介護保険施設事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡原文彰

規則第 2 号

宇和島地区広域事務組合介護保険施設事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 31 日

宇和島地区広域事務組合
組合長 岡 原 文 彰

宇和島地区広域事務組合介護保険施設事業の財務の特例に関する規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合介護保険施設事業の財務の特例に関する規則（令和 6 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条中「会計管理者又は経営企画課長」を「企業出納員」に改める。

第 32 条第 1 項及び第 2 項中「会計管理者又は経営企画課長」を「企業出納員」に改める。

第 33 条の見出し中「会計管理者又は経営企画課長」を「企業出納員」に改め、同条中「会計管理者又は経営企画課長」を「企業出納員」に改める。

第 37 条第 2 項中「会計管理者又は経営企画課長」を「企業出納員」に改める。

第 96 条中「、訪問介護事業」を削る。

第 114 条第 3 号中「会計管理者」を「企業出納員」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 17 条関係）

勘定科目表

収益勘定

款	項	目	節
施設事業収益			
	施設運営事業収益		
		施設介護費収益	
			施設介護サービス費収益
		居宅介護費収益	
			短期入所生活介護費収益
			通所介護費収益
			介護予防短期入所生活介護費収益
		地域密着型介護サービス費収益	
			地域密着型介護サービス費収益
		介護予防・日常生活支援総合事業費収益	
			通所型サービス事業費収益
		利用者等使用料収益	
			施設介護室料収益
			短期入所生活介護室料収益
			介護予防短期入所生活介護室料収益
		その他施設運営事業収益	

			その他施設運営事業収益
			雑収益
	施設運営事業外収益		
		受取利息及び配当金	
			預金利息
			有価証券利息
			貸付金利息
			配当金
		補助金	
			一般会計補助金
			国庫補助金
			県補助金
			市町補助金
		他会計負担金	
			市町負担金
			一般会計負担金
			他会計負担金
			他施設負担金
		長期前受金戻入	
			長期前受金戻入
		その他施設運営事業外収益	
			その他施設運営事業外収益
	特別利益		

		固定資産売却益	
			固定資産売却益
		過年度損益修正益	
			過年度損益修正益
		その他特別利益	
			その他特別利益
			他会計繰入金

費用勘定

款	項	目	節
施設事業費用			
	施設運営事業費用		
		給与費	
			看護職員給
			介護職員給
			機能訓練指導員給
			事務職員給
			その他職員給
			看護職員手当
			介護職員手当
			機能訓練指導員手当
			事務職員手当
			その他職員手当
			看護職員報酬
			介護職員報酬

		機能訓練指導員報酬
		事務職員報酬
		その他職員報酬
		特別職報酬
		退職手当負担金
		賞与引当金繰入額
		法定福利費
		法定福利費引当金繰入額
		退職手当引当金繰入額
	材料費	
		医療材料費
		介護材料費
		給食材料費
		その他の材料費
	経費	
		厚生福利費
		報償費
		旅費交通費
		交際費
		職員被服費
		消耗品費
		消耗備品費
		光熱水費
		燃料費

			食糧費
			印刷製本費
			修繕費
			修繕引当金繰入額
			特別修繕引当金繰入額
			保険料
			賃借料
			通信運搬費
			委託料
			手数料
			諸会費
			負担金
			補償金
			公課費
			貸倒引当金繰入額
			雑費
		減価償却費	
			建物減価償却費
			構築物減価償却費
			器械備品減価償却費
			車両減価償却費
			リース資産減価償却費
			その他有形固定資産減価償却費

			無形固定資産減価償却費
		資産減耗費	
			たな卸資産減耗費
			有形固定資産除却費
			無形固定資産除却費
		研究研修費	
			旅費
			研究雑費
	施設運営事業外費用		
		支払利息及び企業債取扱 諸費	
			企業債利息
			長期借入金利息
			一時借入金利息
			企業債手数料及び取扱費
			リース債務利息
		雑損失	
			その他雑損失
		雑支出	
			雑支出
		消費税及び地方消費税	
			消費税及び地方消費税
		長期前払消費税償却	
			長期前払消費税償却

	特別損失		
		固定資産売却損	
			固定資産売却損
		減損損失	
			減損損失
		災害による損失	
			災害による損失
		過年度損益修正損	
			過年度損益修正損
		その他特別損失	
			その他特別損失

資産勘定

款	項	目	節
固定資産			
	有形固定資産		
		土地	
			土地
		建物	
			建物
			建物付属設備
			昇降機設備
		建物減価償却累計額	
			建物減価償却累計額
		構築物	

			構築物
		構築物減価償却累計額	
			構築物減価償却累計額
		器械備品	
			器械備品
		器械備品減価償却累計額	
			器械備品減価償却累計額
		車両	
			車両
		車両減価償却累計額	
			車両減価償却累計額
		リース資産	
			リース資産
		リース資産減価償却累計額	
			リース資産減価償却累計額
		その他有形固定資産	
			その他有形固定資産
		その他有形固定資産減価償却累計額	
			その他有形固定資産減価償却累計額
		建設仮勘定	

			建設仮勘定
	無形固定資産		
		電話加入権	
			電話加入権
		ソフトウェア	
			ソフトウェア
		借地権	
			借地権
	投資その他の資産		
		投資有価証券	
			地方債
			国債
			社債
			その他の有価証券
		長期貸付金	
			長期貸付金
		基金	
			基金
		長期前払消費税	
			長期前払消費税
		その他の固定資産	
			その他の固定資産
流動資産			
	現金預金		

		現金預金	
			現金
		預金	
			現金
	未収金		
		事業未収金	
			未収施設介護サービス費 収益
			未収居宅介護サービス費 収益
			未収地域密着型介護サー ビス費収益
			未収介護予防・日常生活支 援総合事業費収益
			未収その他施設運用事業 収益
		事業外未収金	
			未収受取利息及び配当金
			未収補助金
			未収負担金及び交付金
			未収その他施設運用事業 外収益
			未収消費税還付金
		その他未収金	

			その他未収金
	貸倒引当金		
		貸倒引当金	
			貸倒引当金
	有価証券		
		有価証券	
			有価証券
	貯蔵品		
		災害用備蓄品	
			災害用備蓄品
	前払金		
		前払金	
			前払金
	前払費用		
		前払保険料	
			前払保険料
		その他前払費用	
			その他前払費用
	短期貸付金		
		短期貸付金	
			他会計貸付金
			その他貸付金
	その他流動資産		
		仮払消費税及び地方消費	

		税	
			仮払消費税及び地方消費税
		その他流動資産	
			その他流動資産

負債勘定

款	項	目	節
固定負債			
	企業債		
		建設改良費等の財源に充てるための企業債	
			建設改良費等の財源に充てるための企業債
		その他企業債	
			その他企業債
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	
			建設改良費等の財源に充てるための長期借入金
		その他長期借入金	
			その他長期借入金
	リース債務		
		リース債務	

			リース債務
	引当金		
		退職給付引当金	
			退職給付引当金
		修繕引当金	
			修繕引当金
	その他固定負債		
		その他固定負債	
			その他固定負債
流動負債			
	一時借入金		
		一時借入金	
			一時借入金
	企業債		
		建設改良費等の財源に充 てるための企業債	
			建設改良費等の財源に充 てるための企業債
		その他の企業債	
			その他の企業債
	他会計借入金		
		建設改良費等の財源に充 てるための長期借入金	
			建設改良費等の財源に充

			てるための長期借入金
		その他の長期借入金	
			その他の長期借入金
	リース債務		
		リース債務	
			リース債務
	未払金		
		事業未払金	
			事業未払金
		事業外未払金	
			事業外未払金
			未払消費税及び地方消費税
		その他未払金	
			その他未払金
	未払費用		
		未払費用	
			未払費用
	前受金		
		前受金	
			前受金
	引当金		
		退職給付引当金	
			退職給付引当金

		賞与引当金	
			賞与引当金
		法定福利費引当金	
			法定福利費引当金
		修繕引当金	
			修繕引当金
		その他引当金	
			その他引当金
	その他流動負債		
		預り金	
			預り保証金
			還付預り金
			諸税等預り金
			その他預り金
		仮受消費税及び地方消費税	
			仮受消費税及び地方消費税
		その他流動負債	
			その他流動負債
繰延収益			
	長期前受金		
		受贈財産評価額	
			受贈財産評価額

		寄附金	
			寄附金
		国庫補助金	
			国庫補助金
		県補助金	
			県補助金
		一般会計補助金	
			一般会計補助金
		負担金及び交付金	
			負担金及び交付金
		その他長期前受金	
			その他長期前受金
	長期前受金収益化累計額		
		受贈財産評価額収益化累計額	
			受贈財産評価額収益化累計額
		寄附金収益化累計額	
			寄附金収益化累計額
		国庫補助金収益化累計額	
			国庫補助金収益化累計額
		県補助金収益化累計額	
			県補助金収益化累計額
		一般会計補助金収益化累計額	

		額	
			一般会計補助金収益化累計額
		負担金及び交付金収益化累計額	
			負担金及び交付金収益化累計額
		その他長期前受金収益化累計額	
			その他長期前受金収益化累計額

資本勘定

款	項	目	節
資本金			
	資本金		
		固有資本金	
			固有資本金
		繰入資本金	
			繰入資本金
		組入資本金	
			組入資本金
剰余金			
	資本剰余金		
		受贈財産評価額	

			受贈財産評価額
		寄附金	
			寄附金
		国庫補助金	
			国庫補助金
		県補助金	
			県補助金
		一般会計補助金	
			一般会計補助金
		負担金及び交付金	
			負担金及び交付金
		その他資本剰余金	
			その他資本剰余金
	利益剰余金		
		減債積立金	
			減債積立金
		建設改良積立金	
			建設改良積立金
		利益積立金	
			利益積立金
		その他積立金	
			その他積立金
		当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損)	

		金)	
			繰越利益剰余金年度末残高(又は繰越欠損金年度末残高)
			当年度純利益(又は純損失)
			その他未処分利益剰余金変動額

別表第2(第113条関係)

1 財務に関する事項

項目	決裁者				合議先
	課長	局長	事務局参事	組合長	
(1) 予算見積書等の作成		○			経営企画課長
(2) 予算科目の新設の申請	○				
(3) 予算の流用の申請	○				
(4) 予備費の充用の申請		○			経営企画課長
(5) 配当替えの決定	○				経営企画課長
(6) 事故繰越しの申請		○			経営企画課長
(7) 継続費通次繰越若しくは繰越明許費又は事故繰越しの繰越調書の作成		○			経営企画課長
(8) 収入の調定	○				
(9) 納入(納付)通知書, 督促状及び催告状の発行	○				

(10)	収入の全部又は一部の減免					
	ア 基準の明確なもの又は裁量の余地のないもの	○				
	イ 基準の明確でないもの又は異例なもの				○	経営企画課長
(11)	徴収の囑託又は受託	○				
(12)	過誤納金の還付又は充当	○				
(13)	不納欠損処分				○	経営企画課長
(14)	国又は県の補助金等の交付の申請（翌年度の交付に係る要望を含む。）					
	ア 定期的なもの又は簡易なもの（ただし、建設事業に係るものを除く。）	○				
	イ その他		○			特に重要なものは経営企画課長
(15)	収入予算に定められた国又は県の補助金等の交付の決定（確定）額の報告		○			経営企画課長
(16)	収入予算に定められた国又は県の補助金等の請求書、実績報告書及び精算書の提出		○			経営企画課長
(17)	寄附の收受					
	ア 負担付きでない100万円以下のもの（物品等で価格が不明な場合は見積価格に		○			経営企画課長

	よる。以下同じ。)					
	イ 負担付きでない 100 万円超のもの				○	管経営企画課長・管理課長
	ウ 負担付きのものその他議会の議決を要するもの				○	管経営企画課長・管理課長
	エ 上記以外のもの（議会の議決を要しないものに限る。）		○			経営企画課長
(18) 支出負担行為の事前伺い（※1 に該当するものを除く。契約変更を伴う設計・仕様変更により増額となる場合は、当該増額となる額とする。）						
	ア 物品の購入 （物品とは、材料、消耗品及び職員被服をいう。以下「物品」について同じ。）					
	A 30 万円超 500 万円以下のもの		○			経営企画課長
	B 500 万円超 1,000 万円以下のもの			○		
	C 1,000 万円超のもの				○	

イ 消耗備品の購入						
	A 20万円以下のもの	○				経営企画課長
	B 20万円超 1,000万円以下のもの		○			
	C 1,000万円 超 2,000万円以下のもの			○		
	D 2,000万円 超のもの				○	
ウ 物品その他の賃借、業務の委託等						
	A 20万円以下のもの（手数料等を除く。）	○				経営企画課長
	B 20万円超 1,000万円以下のもの（30万円以下の手数料等を除く。）		○			
	C 1,000万円			○		

		超 2,000 万円 以下のもの					
		D 2,000 万円 超のもの				○	
	エ 修繕及び工事の施行（金 額は設計価格による。）						
		A 30 万円超 50 万円以下 のもの	○				経営企画課長
		B 50 万円超 1,000 万円以 下のもの		○			
		C 1,000 万円 超 2,000 万円 以下のもの			○		
		D 2,000 万円 超のもの				○	
(18) 支出負担行為書 （変更支出負担行為は、当該変更により増 額となる場合は変更後の額とし、減額となる 場合は変更前の額による。）							
	ア 報酬		○				
	イ 給料		○				
	ウ 職員手当		○				

エ	法定福利費	○				
オ	報償費	○				
カ	旅費交通費	○				
キ	交際費		○			経営企画課長
ク	食糧費		○			経営企画課長
ケ	光熱水費	○				
コ	燃料費	○				
サ	通信運搬費	○				
シ	保険料	○				
ス	修繕費	○				
	A 100万円以下のもの	○				
	B 100万円超のもの		○			経営企画課長
セ	委託料（※2），賃借料（※2），手数料，その他					
	A 100万円以下のもの	○				
	B 100万円超のもの		○			経営企画課長
ソ	委託料，賃借料					
	A 100万円以下のもの	○				
	B 100万円超のもの		○			経営企画課長

	2,000万円以下のもの					
	C 2,000万円超のもの			○		
タ 建設改良工事費						
	ア 300万円以下のもの	○				
	イ 300万円超 2,000万円以下のもの		○			経営企画課長
	ウ 2,000万円超のもの			○		
チ 土地購入費						
	ア 300万円以下のもの	○				
	イ 300万円超 1,000万円以下のもの		○			経営企画課長
	ウ 1,000万円超のもの			○		
ツ 互助会負担金（厚生福利費）						
テ 助成金（厚生福利費），負担金（その他）						

	A 100万円以下のもの	○				経営企画課長
	B 100万円超500万円以下のもの		○			
	C 500万円超のもの			○		
ト 賠償金						
	A 100万円以下のもの	○				経営企画課長
	B 100万円超のもの		○			
ナ 公課費						
ニ 雑費						
ヌ 旅費（研究研修費）						
ネ 研究雑費（研究研修費）						
ノ 企業債利息等						
ハ 企業債償還金等						
マ 消費税及び地方消費税						
(19) 支出命令						
ア 支出						
	A 支出負担行為の決裁権者が特定課長等	当該特定課長等				

	のもの					
	B その他	○				
	イ 預り金からの支出	○				
(20)	戻入の決定及び通知	○				
(21)	科目更正，年度更正等の諸調書	○				
(22)	組合が交付する補助金等の実績報告書等の受理	○				
<p>※1 に該当するものは，施設における給食材料，し尿，浄化槽汚泥収集運搬手数料の支出及び経費の支出が定例かつ義務的なものとする。</p> <p>※2 に該当するものは，財務規則で準用する宇和島市会計規則（平成 17 年宇和島市規則第 50 号）第 37 条第 1 項の規定により，支出負担行為として整理する時期が請求のあつたときとされているものとする。</p>						

2 契約等に関する事項

区分	事項	決裁者			
		課長	局長	事務局参事	組合長
工事又は製造の請負	(1) 50 万円以下	○			
	(2) 50 万円超 1,000 万円以下		○		
	(3) 1,000 万円超 2,000 万円以下			○	
	(4) 2,000 万円超				○
財産の買入れ	(5) 20 万円以下	○			

	(6) 20万超上 500万円以下		○		
	(7) 500万円超 1,000万円以下			○	
	(8) 1,000万円超				○
財産の借入れ	(9) 20万円以下	○			
	(10) 20万円超 1,000万円以下		○		
	(11) 1,000万円超 2,000万円以下			○	
	(12) 2,000万円超				○
その他（修繕料）	(13) 50万円以下	○			
	(14) 50万円超 1,000万円以下		○		
	(15) 1,000万円超 2,000万円以下			○	
	(16) 2,000万円超				○
その他（手数料）	(17) 30万円以下	○			
	(18) 30万円超 1,000万円以下		○		
	(19) 1,000万円超 2,000万円以下			○	

	(20) 2,000万円超				○
その他（上記以外）	(21) 20万円以下	○			
	(22) 20万円超 1,000万円以下		○		
	(23) 1,000万円超 2,000万円以下			○	
	(24) 2,000万円超				○

備考

契約変更を伴う設計・仕様変更により増額となる場合は、当該増額となる額とする。

3 財産管理にす事項

事項	決裁者				合議先
	課長	局長	事務局参事	組合長	
(1) 公有財産の境界決定	○				
(2) 普通財産の売り払いの決定及び契約（1件の価格）					
	10万円以下	○			管理課長（財務係）
	10万円超 100万円以下		○		
	100万円超 1,000万円以下			○	
	1,000万円超			○	

(3) 財産の交換の決定及び契約（交換物件の高価な方の価格）						
	10万円以下	○				経営企画課長
	10万円超 100万円以下		○			
	100万円超 1,000万円以下			○		
	1,000万円超				○	
(4) 公有財産の貸付の決定及び契約						
	新規			○		経営企画課長
	継続		○			
(5) 行政財産の目的外使用の許可						
	新規		○			経営企画課長
	継続	○				
(6) 公有財産の用途変更及び用途廃止又は所管換え			○			経営企画課長
(7) 公有財産の登記又は登録		○				
(8) 財産台帳の記録管理		○				

(9) 財産の被災（1件の被災額）						
	10万円以下	○				経営企画課長
	10万円超 100万円以下		○			
	100万円超 1,000万円以下			○		
	1,000万円超				○	
(10) 物品の貸出の決定		○				
(11) 物品の所管換え又は分類換え		○				
(12) 不用品の決定及び処分（1件の取得価格）						
	50万円以下のもの	○				経営企画課長
	50万円超のもの		○			
(13) 物品の亡失又はき損						
	重要物品			○		経営企画課長
	その他の物品		○			
(14) 車両の整備		○				経営企画課長

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。